

金沢市屋外広告物 ガイドライン



はじめに

金沢らしい広告景観の形成に向けて

金沢らしい広告景観の形成は、本市の風格と魅力を高めるとともに、豊かな生活環境の創造にとって不可欠なものです。

本市では、魅力ある景観を後代に継承していくため、自然景観と歴史的建造物等が一体となった「伝統環境保存区域」、近代的都市機能を持った「近代的都市景観創出区域」、これらが調和した「伝統環境調和区域」等を指定し、品格のあるまちづくりを進めています。その一端を担う屋外広告物も、金沢らしく、本市の個性ある美しい景観の形成に貢献する存在でなければなりません。

このため、本市では、平成 21 年 3 月に金沢市屋外広告物条例を改正し、景観や環境に配慮する新しい基準への見直しを行うとともに、優良なデザインを推奨し、歴史的な屋外広告物を蓄積する制度を設けました。

本ガイドラインは、新たな基準や制度の解説に加え、ひとつひとつの屋外広告物の水準を高めていくことを目的に、屋外広告物等の設置の考え方や手法を紹介したものです。今回、平成 21 年の条例改正に伴う経過措置期間の終了に併せて、一部改訂を行いました。

これらを活用し、これまで以上に、市民や事業者の方のご理解を得ながら、より一層金沢らしい広告景観の形成を推進してまいります。

Contents

1. 屋外広告物等の基礎知識	2
2. 屋外広告物等のデザインコントロール	3
3. 優れたデザインの蓄積と推奨	9
4. 申請手続きに関して	11

1 屋外広告物等の基礎知識



屋外広告物とは？

常時または一定の期間継続して屋外で公衆に向かって表示される広告塔、広告板、看板、広告幕、広告旗、アドバルーン、はり紙、はり札、立看板などをいいます。また、商業広告だけでなく営利を目的としないもの、商標やシンボルマークなどのイメージを伝えるものも含まれます。建物や工作物にとりつけられた場合は、屋上広告物、壁面広告物、突出広告物などとよばれます。



特定屋内広告物とは？

建築物の窓ガラスなどの内側に直接描かれているものや、貼られているもので、屋外の公衆に向けて表示されているものをいいます。

【表示の制限】

特定屋内広告物の表示にあたっては、表示面積の割合についての制限があります。建築物の1つの開口部等の面積に対する特定屋内広告物の面積の合計の割合が次に掲げる割合を超えて表示することはできません。

- 建築物の1階以下の部分 10分の5
- 建築物の2階以上の部分 10分の3

【表示の提出】

許可申請は不要ですが、上記の基準を超えるものは指導の対象となります。



屋外広告物に対する関係法令

金沢市屋外広告物等に関する条例

屋外広告物が無制限に氾濫したり適正な管理が行われないと、自然や街の景観を損なうばかりでなく、落下や倒壊による危険性や交通安全上の妨げになります。金沢市屋外広告物等に関する条例は、これらに対する必要なルールを定めたものです。

国が定める関連法

- 建築基準法 … 高さが4mを超える屋外広告物に関しては工作物の建築確認申請が必要です（金沢市建築指導課）
- 道路法 … 道路上及び中空に表示する屋外広告物には道路占用の許可が必要です（各道路管理者）
- その他 … 表示する場所によって、風致地区の許可や地区計画・まちづくり協定の届出などが必要です

表示内容に関するルール

著作権法

絵画やイラスト、写真、文章などには著作権があり、無断で使うことはできません。写真をイラスト化して用いる場合でも発生する場合がありますので、必ず撮影者に了解を得るようにしましょう。

特許法・実用新案法

発明を保護した法律で特許権は20年保護されます。また、実用新案権は6年の保護となっています。

商標法

事業者のシンボルマークや商品ロゴなどは、申請が認められると10年の保護期間があり、他人が無断で用いることができません。

意匠法

ここでいう意匠とは、物品あるいは物品の部分における形状・模様・色彩に関するデザインを指します。

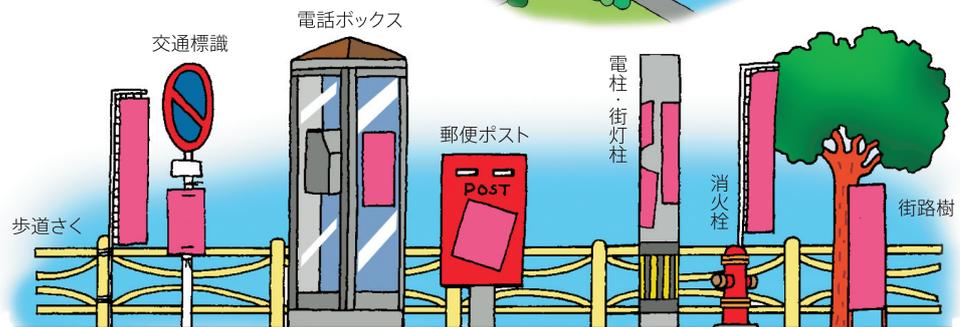
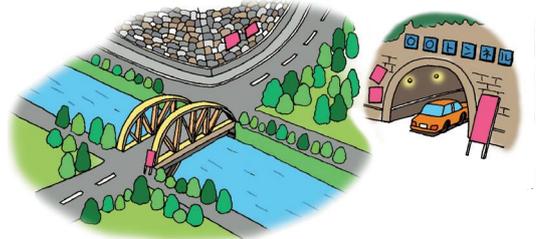
屋外広告物等に関する条例のしくみ

禁止地域

まちなみや自然の美しさを守り、歩行者や自動車の安全を確保するため、原則として屋外広告物を表示できない地域です。地域の特性や土地利用の状況により第1種から第6種禁止地域に分かれています。

禁止物件

原則として屋外広告物を表示できない物件です。橋、トンネル、高架構造物、消火栓、郵便ポスト、記念碑、電柱・街灯柱類（貼り紙、はり札、立看板の禁止）などがあります。



許可地域

禁止地域以外は許可地域です。原則として、あらかじめ屋外広告物を表示するための許可を受ける必要があります。一定の規格、基準に適合しなければなりません。

許可等が不要な屋外広告物

自家広告物や公共的な目的のために表示される案内図板などは、一定の規格、基準を守って表示された場合にかぎり、社会生活上最低必要なものとして、規制の一部が除外され、許可地域でも許可を受けずに表示できます。（詳しくは、当課までお問い合わせください。）

良好な状態を保つために

表示した屋外広告物については、補修等の適切な管理を怠らないようにしてください。また、許可を受けた屋外広告物には管理者を置き、許可期間終了後も引き続き表示する場合は継続許可の申請をして下さい。

屋外広告業の登録

金沢市で屋外広告業を営もうとする方は、市長の登録を受けなければなりません。

地域の特性に応じた広告景観を形成するために

街には伝統的な風情を色濃く残す通りや歴史的建築物が連なる地域、良好な環境の住宅地、一体となった商業活動が営まれている商店街、娯楽飲食系の施設が集積した活気あふれる繁華街など様々な地域があります。街の特性に応じて、段階的な規制基準を設けることで、その地域によりふさわしい広告景観の形成を図ります。

活用地区

屋外広告物を積極的に活用し、活力あるまちなみの形成や表情豊かなまちづくり等を図るため、規制を緩和する地区です。他の地区にない創意を凝らした特徴的な屋外広告物や大型屋外広告物等の掲出が可能です。





まちづくり支援情報システム

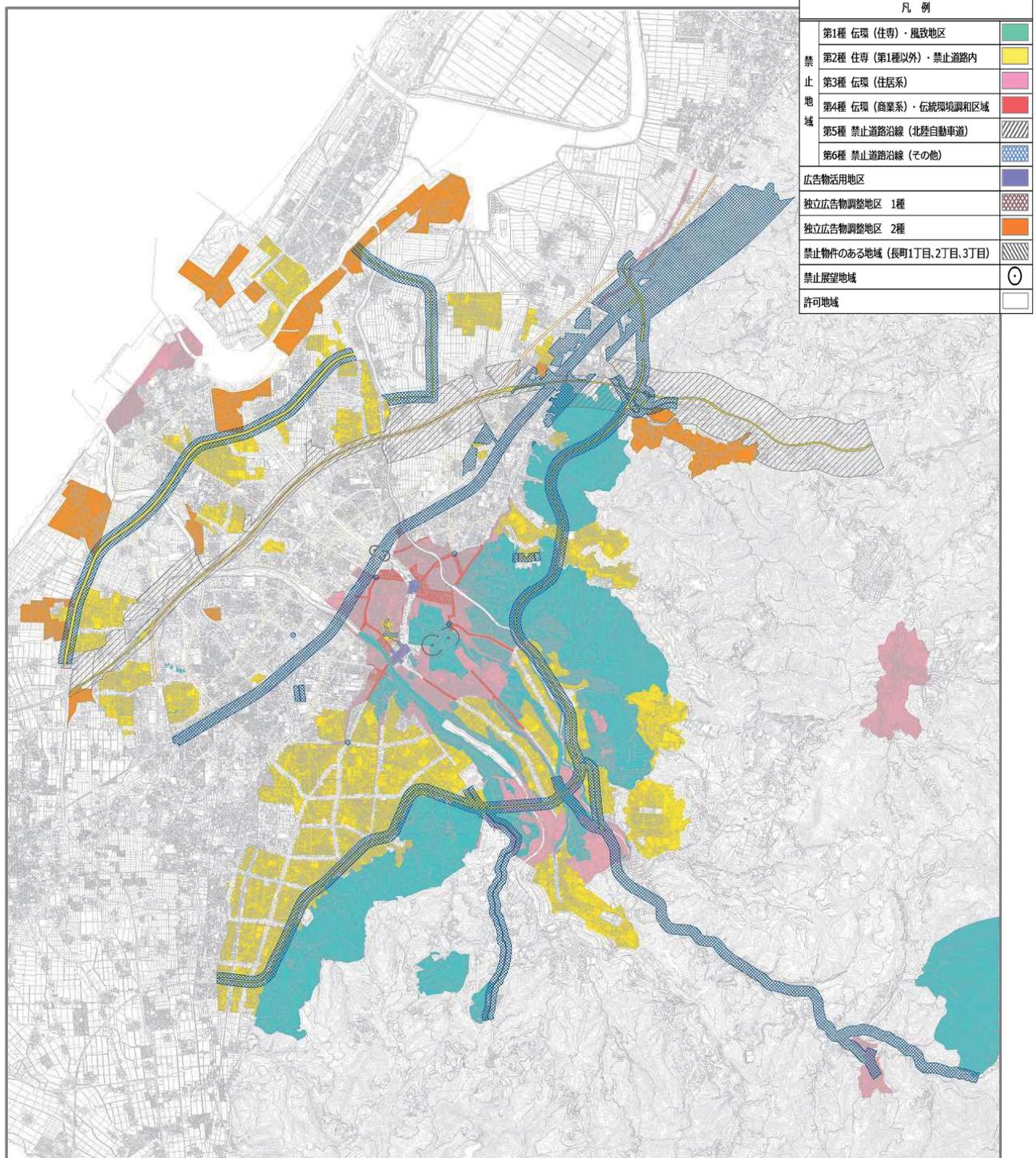
金沢市の公式ホームページから、地域ごとの屋外広告物の規制区域を確認することができます。
ぜひご利用ください。

金沢市まちづくり支援情報システム

<https://www2.wagmap.jp/kanazawa-mss/Portal>

金沢市まちづくり支援情報システム

屋外広告物規制区域図 (平成 29 年 3 月現在)



2 屋外広告物等のデザインコントロール

第1種禁止地域

本市の伝統的街並み景観の保全上重要な地域や自然環境・景観の保全上重要な地域を指定しています。

例示：金沢城、重要伝統的建造物群保存地区等

伝統環境保存区域（景観条例）、風致地区、こまちなみ保存地区の一部など



第2種禁止地域

住宅地にふさわしい良好な景観を保全する地域や都市の緑地保全を図る地域を指定しています。

例示：第1種、第2種住居専用地域、保存樹林、都市公園等

住居専用地域（都市計画法：住宅や小規模な店舗が立地することを想定した地域）など



第3種禁止地域

近隣商業活動に配慮しつつも、伝統的まちなみや自然景観の保全を図る地域を指定しています。

例示：にし茶屋街、寺町大通り、犀川沿い、浅野川沿い等

伝統環境保存区域のうち、第1種、第4種禁止地域以外の地域（主に住居系）など



第4種禁止地域

地区の商業活動との調和を図り、伝統的まちなみ・自然景観の保全を図る地域を指定しています。

例示：伝統環境調和区域、十間町、大手町等

伝統環境保存区域（主に商業系）など





第5種禁止地域

高速道路を走行する車輛から展望できる屋外広告物を規制する地域を指定しています。

北陸自動車道に接続する地域(市街化区域は100m以内、市街化調整区域は500m以内) 高さ8m以上の屋外広告物の総量を規制



第6種禁止地域

良好な沿道景観を保全する地域(路線)を指定しています。

第三者広告を禁止(但し最小限の誘導広告は設置可能な場合あり)

例示: 金沢外環状道路(全線)、東山・内灘線、新神田交差点等



許可地域

全市域のうち、第1種～第6種禁止地域以外の地域

1敷地内の屋外広告物の面積の総量が10㎡を超える場合は、市長の許可を受けなければいけません。許可地域であっても、周囲の景観に調和する意匠、色彩であるとともに、十分に安全を確保した計画を検討してください。



※用途により、禁止地域となる場合があります。例示: 葬祭場、病院(20人以上の入院施設あり)など

独立広告物調整地区

主要幹線道路(国道8号、外環状道路沿線)、大規模建築物等が集積する工業地域(郊外部)の場合、移動速度が速いこと、大規模建築物が目隠しとなることや特殊車両の出入りが影響し、屋外広告物を確認しづらく、新基準(高さ)では屋外広告物の視認性に支障をきたす可能性もあることから、基準(高さ)を調整することとしました。また、速度の制限が一定以上の幹線道路においても、上記の地域同様の問題を生ずることが考えられるため、上記の地域に準ずる段階的な基準(高さ)の調整を行う地区を指定しています。

例示: 第1種: 指定された幹線道路等

第2種: 国道8号、金沢外環状道路、指定した工業団地等

広告景観は公共の財産

地域に応じたデザインや色彩、大きさにすることが必要

まちの景観を構成する重要な要素として、屋外広告物があります。はり紙や看板などの広告物には、店舗の所在や商品、サービスなどの情報を人々に伝える働きがある一方で、まちの活気や個性、にぎわいの演出には欠かせないものとなっています。しかし、屋外広告物が無制限に氾濫したり適正な管理が行われないと、自然やまちの景観を損なうばかりでなく、落下・倒壊による危険性や交通安全上の妨げになるなど、安全上の問題もできます。このため、「金沢市屋外広告物等に関する条例」を制定し、地域の特性によって広告物に一定のルールを定めています。

屋外広告の特殊性

屋外広告物の特徴としては、同じ場所に一定期間設置されるという利点があり、毎日目にすることも多く反復訴求が可能になり販売促進に効果があります。目的に応じて、企業広告のように多くのターゲットにアピールするため、表現に特徴を持たせた掲出方法と掲出場所に合わせ商品やブランディング*に主眼をおいた表現を行う訴求型に分類できます。

しかし、街を歩いていると自然に目に入ってくるのも特徴であり、目的だけにとらわれず公共景観の一部であることを自覚してデザインを心がける必要があります。最近では企業ブランドイメージを高めるためにも周囲の環境に配慮したデザインが多く見られるようになってきました。 *企業や商品、サービスなどについて、他との差別化や価値を向上させる仕組み



広告減殺効果

屋外広告物が複数掲出され形状、色、掲出内容のレイアウト、文字などがばらばらで統一されていないため、本来伝わる情報が伝わらない、わかりにくいなどお互いが打ち消しあってしまい、本来の効果がなくなってしまう、そのような現象を「減殺効果」といいます。ここではある交差点を事例に、現状、比率の整理、効果的なデザインの提案を紹介します。

現状



比率の整理



デザイン案



減殺効果を解決するために、
屋外広告物のデザインに
求められる条件としては

- 1.機能性（使いやすさ、伝わりやすさ）
- 2.審美性（美しさ）
- 3.経済性（合理的なものづくり）
- 4.景観性（景観の質向上への寄与）
- 5.倫理性（周囲との配慮を行う姿勢）

過剰な照明や屋外広告物の掲出を主たる目的とする建築物等について

本市においても、全国に展開する企業が、屋外広告物の掲出を主たる目的とした張りぼての建築物等を建築する例や屋外広告物の周囲に点滅照明を取り付ける例が見られます。平成21年の条例改正の趣旨に則り、以下のように扱っています。

- ①張りぼての建築物等について → 屋外広告物として判断します。
- ②点滅照明について → 全市域（活用地区を除く）において屋外広告物に付帯することを禁止します。





文字基準、色彩計画

屋外広告物では文字と色彩の関係が周囲の景観にさまざまな影響を与えることとなります。赤、橙、黄などの暖色系は「誘目性：人の注意を引きつける度合い」が高く、視認性は背景色と文字などの明度差、彩度差、色相差の順に大きく影響してきます。文字と色の組み合わせは、設置する周囲との関係を十分考慮して検討することが必要になってきます。本市では基本的に使用を禁止している色はありませんが、屋外広告物審査会を開催し、提案された案件ごとに周囲の景観を十分に考慮し色彩、文字、レイアウトなどの検討を行っています。

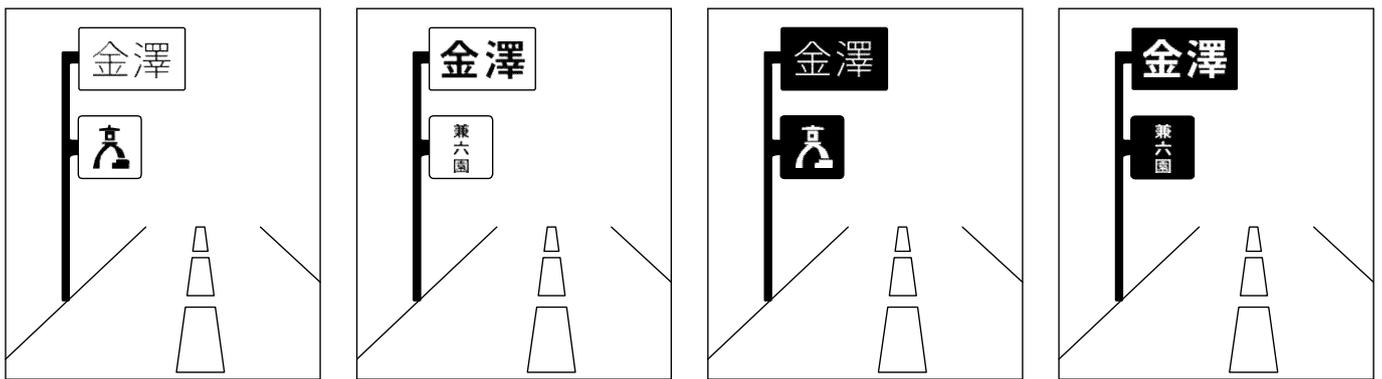
視認性・可読性

視認性とはサインや文字などの存在が視覚的に認知されることであり、可読性とはサインなどの文字内容が読み取られることをいいます。サインで使用する文字の可読性には、さまざまな条件が関わっています。文字の大きさ、太さ、歩行者・車等の移動速度、照度、視力、さらに心理的条件などがあげられますが、特にサインと背景の関係や文字とサイン面の明るさのコントラストが、視認性や可読性に強く影響を与えるとされています。

太い文字はインパクトはありますが、サインの内容を確認するにはアキのスペースがつぶれたり、少なくなり読みにくい場合があります。少し細めの書体の方がすっきりした印象もあり可読性が高くなる場合があります。

白抜き文字のサインは、屋外の明るい場所では、暗い背景によって網膜の感度が高まり、白い文字を鮮やかに感じさせることで、視認性が高まります。しかし、白抜き文字の長い文章では目の緊張が強くなり、白地・黒文字に比べて可読性が10~20%落ちると言われています。その場合はピクトサインなどを使用して可読性を高める工夫が必要です。

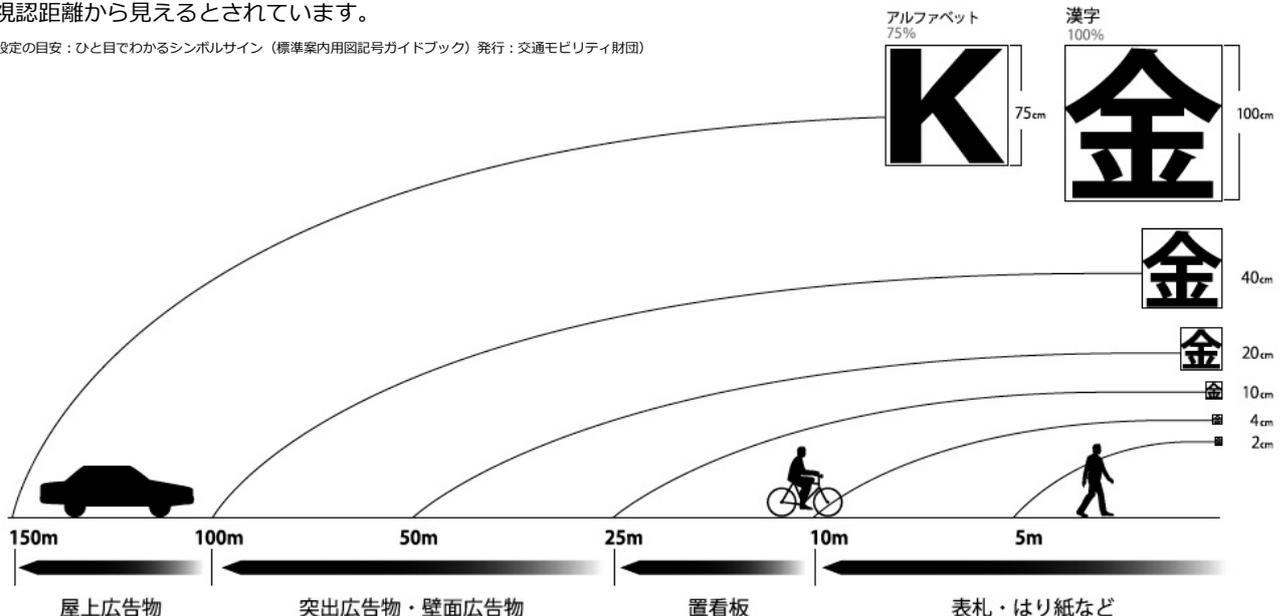
(サイン文字の可読性：屋外広告の知識 第4次改訂版 第2巻デザイン編)



文字の可読距離

既存の文字の大きさに関する文献から、視認距離ごとの 図記号および文字の大きさ設定の目安は、図を参考に「文字の高さ×250＝視認距離」で目安を算出することができます。5m 離れてみるサインの文字の高さは2cm、10m 離れてみるサインの文字の高さは4cm あればよいこととなります。アルファベットや数字は書体にもよりますが、比率として和文 100:英文 75 程度がほぼ同じ視認距離から見るとされています。

(図記号大きさ設定の目安：ひと目でわかるシンボルサイン (標準案内用図記号ガイドブック) 発行：交通モビリティ財団)



制度のあらまし

1. 歴史的・伝統的意匠屋外広告物

本市には、江戸、明治、昭和と続く近世以来の歴史的な重層性がまちなみに明確に残されています。こうした本市の特性を屋外広告物として示すものを後世に引き継ぐことを目的に、歴史的・伝統的意匠屋外広告物として認定します。

※指定された歴史的・伝統的意匠屋外広告は、金沢市屋外広告物等に関する条例の適用が除外されます（許可申請が不要）

【金沢市内における伝統的な屋外広告物の例】



志村金物店

明治から続く金物店。5代目である先代が今の看板を製作されました。昔から当たり前そこにあったものという感じを受けますが、当たり前そこにあり続けることがお店の伝統になり歴史ある建築物と相まって、金沢らしい景観を醸しだしています。



経田屋

創業から150年の歴史があり、昔から米屋は白地に黒文字が決まりで、毎日出すものなので5、6年に一度は新しいのれんに交換し、その伝統を受け継いでいます。布地が長いのは買い物に来ているお客様が見えないようにする、気配りのれんとも言われています。周囲の景観にもとけ込んでおり、周辺の風景の一部になっています。

2. 優良意匠屋外広告物

優良なデザインや素材でまとめられた屋外広告は、まちなみを整え、魅力を向上させる能力を持っています。これらの屋外広告物を優良意匠屋外広告物として指定し、奨励します。指定された優良意匠屋外広告物の許可期間は、通常の3年間で6年間に延長されます。

（1、2ともに、3年間毎の安全点検報告書の提出は必要です。）

【新たな素材を活用した屋外広告物の例】



souhait

souhaitと書いてスエと呼び、フランス語で「願い」という意味を持つ名前の帽子店。PREGO2001は全体がイタリアの街並みを意識しており、看板もそれに合ったものを意識して統一しています。敷地全体の統一感を考えた看板のデザインを設定し、各テナントがロゴを入れることで更なる統一感が生まれるよう意識して計画されています。



TITTO COLLECTION

下から泡が上がっているディスプレイで目を引く時計店。ガラス張りだと落ち着かない印象がありますが、水と泡の動きを使うことで外からの視線を少し遮りながら、店内のイメージも伝わる、派手すぎず、人目を引きつけるデザインに仕上がっています。

3. 屋外広告物審査会の役割

屋外広告物審査会（以下「審査会」という。）は、条例に基づき個別の屋外広告物および特定屋内広告物の意匠、色彩を審査する機関です。市が委嘱した金沢美術工芸大学教員等の学識者と屋外広告物（石川県屋外広告業協同組合、石川県屋外広告士会）の専門家と構成されます。提出いただいた個別の屋外広告物の設置計画について、条例の基準と照らし合わせながら、周囲の景観と調和するよう、助言・指導・勧告を行います。

また、「金沢市広告景観協力賞（旧：まちなみ広告景観賞）」の選定のほか、歴史的・伝統的意匠屋外広告物や優良意匠屋外広告物の指定に関する審査等も行っています。



□金沢市広告景観協力賞

屋外広告物等を設置するにあたり、審査会から指摘された事項（色彩・意匠等）を変更するなど、金沢らしい広告景観の向上に大きく貢献した物件の広告主を表彰しています。

近年の受賞者

H24：(株)プレナス、(株)ローソン

H25：酒井建設(株)、(株)モリワ

H27：(株)永和地所、社会医療法人財団董仙会、日本郵便(株)北陸支社

H28：学校法人金沢幼稚園、キンコーズ・ジャパン(株)、

(株)Coo&RIKU 東日本、新町・鏡花通りを良くする会

□コーポレートカラーに関して

最近の大手企業では、景観に配慮したコーポレートカラーシステムを検討しているケースも多く、金沢市内でも導入され、好意的に受け入れられています。また、景観に配慮している企業ということで企業イメージの向上にもつながっています。

4. 違反広告物に対する指導の強化

氏名公表制度を条例に明記しました。条例に違反する屋外広告物の設置等があり、その行為が悪質な場合は、広告主や設置者、管理者の氏名等の公表のみならず、厳しい処分を行うこともあります。

違反屋外広告物に対する指導・処分の流れ

違反屋外広告物

指導、勧告

氏名公表（悪質な場合）

措置命令、許可取消

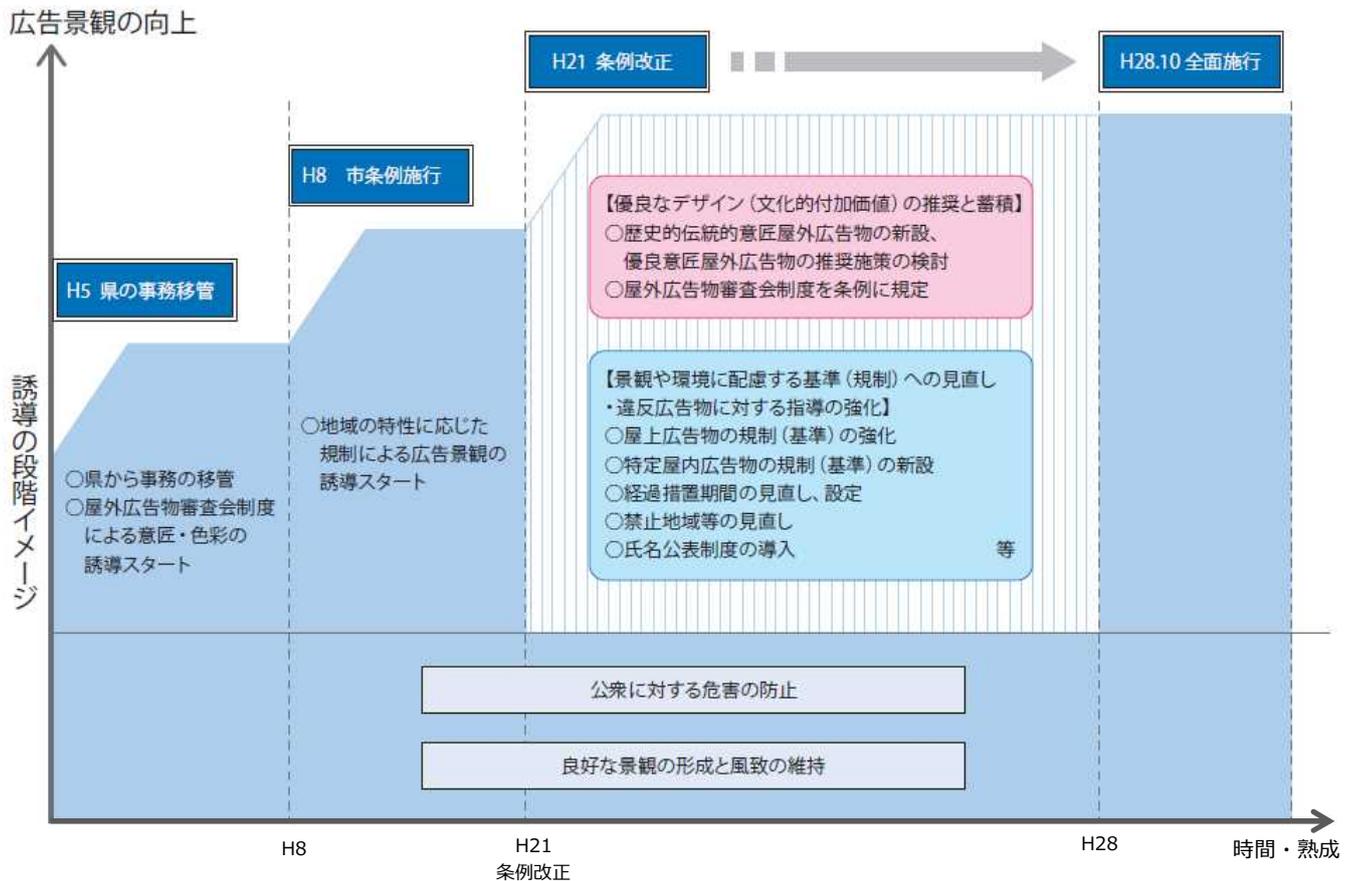
刑事告発（悪質な場合）

行政代執行



金沢市における屋外広告物行政の経緯

【時系列で見た規制の推移】



屋外広告物等撤去補助について

基準に合致しない屋外広告物等について、その屋外広告物等を撤去する場合には、本市の屋外広告物等撤去補助事業の適用を受けられる場合があります。適用には市税の完納などいくつかの条件はありますが、概ね、補助率 50～90%、限度額 25 万円～100 万円となっています。詳しくは、当課までお問い合わせください。

4 申請手続きに関して



【基準一覧(一部抜粋)】 ※屋外広告物の表示・設置には原則、申請手続きが必要です。また、意匠や色彩などについても事前確認が必要です。

区分		地域区分の考え方	自家広告以外	申請手続不要の自家広告基準	屋上広告の高さ	壁面広告の高さ・面積	独立自家広告の高さ・面積	突出広告の上端・下端	広告全体の面積	可変表示広告の高さ・面積	野立広告の高さ・面積	
種別	景観条例との関係											
禁止地域	第1種	伝統環境保存区域(住居・風致)	●伝統的まちなみ景観の保全上重要な地域 ●自然環境・景観の保全上重要な地域	禁止	3m	禁止	6m(ビル名称除く)	4m 1面5㎡	上端軒高まで 下端2.5m以上	5㎡	禁止	禁止
	第2種		●住宅地にふさわしい良好な景観を保全する地域 ●都市の緑地保全を図る地域	禁止	5m	禁止	6m(ビル名称除く)	6m 1面5㎡	上端軒高まで 下端2.5m以上	10㎡	禁止	禁止
	第3種	伝統環境保存区域(住居)	●近隣商業活動に配慮しつつも、伝統的まちなみ・自然景観の保全を図る地域	禁止	5m	3m 地上から20m以下 商業40m以下	6m(ビル名称除く)	6m 1面5㎡	上端軒高まで 下端2.5m以上	10㎡	禁止	禁止
	第4種	伝統環境保存区域(商業) 伝統環境調和区域	●地区の商業活動との調和を図り、伝統的まちなみ・自然景観の保全を図る地域 ●幹線道路沿いにおいて、眺望景観や周辺の街並みとの調和に配慮し、落ち着いたまちなみの景観形成を図る地域	禁止	5m		6m(ビル名称除く) 10㎡	6m 1面5㎡で 合計10㎡ 1敷地15㎡	上端31m以下 下端2.5m以上	各1方向の壁面積の 3/10又は15㎡	禁止	禁止
	第5種		●北陸自動車道に接続する展望可能な地域	○ 掲出可能	5m	禁止(自家広告をのぞく) 4mかつ 建築物の高さの1/2以下	許可地域に 同じ	許可地域に 同じ	許可地域に 同じ	許可地域の 条件に加え 展望可能な 部分で15㎡	(文字表示) 8m (映像表示) 許可地域に 同じ	許可地域に 同じ
	第6種	重要広域幹線 景観形成区域	●加賀産業道路、東山内灘線、金沢外環状道路等に接続する展望可能な100m以内の地域 ●北陸新幹線沿線	禁止	5m		地上から 40m以下	許可地域に 同じ	許可地域に 同じ	許可地域に 同じ	各1方向の壁面積の 3/10又は20㎡	許可地域に 同じ
許可地域	近代的都市景観創出区域 景観計画区域(その他)	●近代的で風格のあるまちなみ景観を創出する地域 ●禁止地域を除く市内全域	○ 掲出可能	10㎡	活用地区については 第3者広告も可	12m(ビル名称除く) 壁面積の商業 2/10他1/10 又は10㎡	6m 1基で1面10㎡ 合計20㎡ 1敷地道路に 面する毎に30㎡	上端31m以下 下端2.5m以上	各1方向の壁面積の 商業4/10 他3/10又は20㎡	(映像表示) 4m各1方向5㎡ ※屋上禁止	4m、1基で1面5㎡、 合計10㎡、 1敷地15㎡、1施設4件、 誘致距離3km、 管理業者名を明記	
活用地区	近代的都市景観 創出区域	●屋外広告物等を積極的に活用し、活力あるまちなみの形成等を図るため、規制を緩和している地域	○ 掲出可能	10㎡								
独立広告物 調整地区	1種 2種		●屋外広告物等の視認性の確保による交通安全、 公衆の危害防止を図るため、独立広告物について 調整を図ることが特に必要な地域	-	-	-	-	高さ8m(1種) 又は10m(2種)	-	-	-	6m、1基で1面10㎡、 合計20㎡ 1敷地20㎡ その他許可地域に 同じ(1種、2種共通)

・禁止地域では自家広告など、一定の要件を満たす広告物のみ表示・設置が可能です
 ・この表における「野立広告」とは、主に自己の敷地外に建てられるものをいい、「商業」とは、用途地域における商業地域のことをいいます。
 また、「展望可能な部分」とは、地上高8mを超える部分のうち、高速道路から展望できる空間部分をいいます。
 ・「活用地区」では、景観上・安全上に支障がないと市長が判断した場合に限り、上記基準を緩和することができます。
 ・この表の基準のほか、地区計画やまちづくり協定など屋外広告物に関する地域の特別ルールを定めている場合や、用途により禁止地域となる場合があります。

・この表における高さ及び表示面積は、金沢市屋外広告物審査会で、良好な景観又は風致を害するおそれなく、本市の個性ある美しい景観の形成に特に配慮された屋外広告物等と認められた場合には、当分の間、この表の数値の1.5倍の数値とすることができるものとします。
 ・大店立地法第5条又は第6条に規定する届出があった店舗について、金沢市屋外広告物審査会で、良好な景観又は風致を害するおそれなく、本市の個性ある美しい景観の形成に特に配慮された屋外広告物等と認められた場合には、壁面広告及び独立自家広告(敷地内に建植する広告)の表示面積に、壁面広告は店舗面積1,000㎡あたり10㎡又は建築物等の壁面積の10分の1まで、独立自家広告は店舗面積1,000㎡あたり20㎡を加えた数値とすることができるものとします。

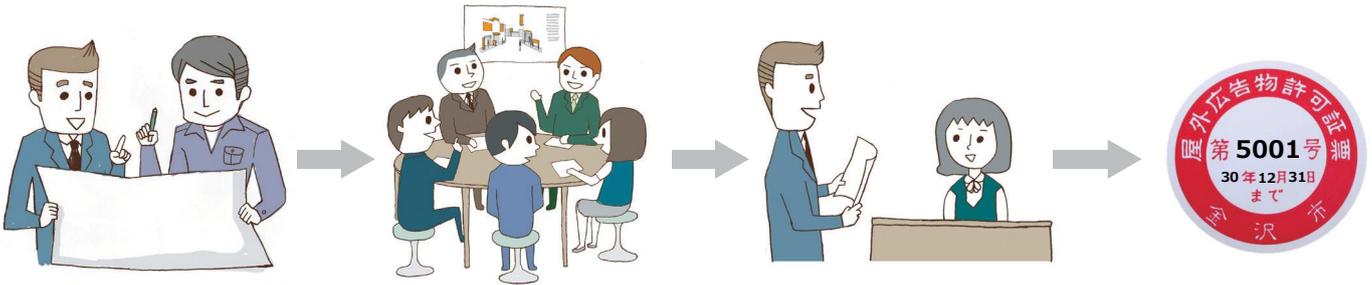


屋外広告物等の申請手続き

屋外広告物審査会で個別審査を行います

本市では、金沢らしい広告景観の誘導を図るために、屋外広告物審査会において、新規（意匠変更を含む）に設置する屋外広告物等及び特定屋内広告物の意匠、色彩、安全性等の個別審査（事前確認）を行っています。屋外広告物審査会は、原則、毎週月曜日に開催します。木曜日までに提出のあった案件を翌週の審査会に諮ります。

申請の手続き



◎表示の計画

地域により、広告物の規格、許可の基準が違いますので、確認してください。

◎審査

規格、許可の基準に照らし、デザイン等について屋外広告物審査会の意見を聴きます。

◎許可等の申請

申請の手続きは景観政策課です。所定の申請書に必要書類を添付してください。

◎許可

許可通知書と許可証票を送付します。証票は広告物に貼ってください。

申請に必要な添付書類

□新規（新設）、変更の場合

- 現況のカラー写真（全景、近景とも）
- 付近の見取図
- 広告物の意匠図・構造図・照明設備図
- 【建築物を利用する場合】
広告物との位置関係、建築物の高さ、壁面積を示す図面
- 屋外広告物等安全証明書
(施工者が証明、記載します。屋上広告・突出広告については、一定の資格*を持つ方の証明（写し）が必要です。)

□継続の場合

- 許可期間満了前の2月以内に撮影した
広告物及び周辺のカラー写真（全景・近景とも）
 - 自己安全点検報告書
(管理者が点検し、申請者が報告します。)
- *一定の資格を持つ方
屋外広告士、屋外広告物講習会修了者、建築士、電気工事士、電気技術者の資格を有する方等

チェックシートで申請に必要な書類がそろっているか確認をお願いします。

許可等の期間と手数料

区分	単位	手数料	期間
広告板 広告塔 野立広告	照明あり	3㎡につき 1,860円	3年以内
	照明なし	3㎡につき 1,240円	
はり紙	100枚につき	400円	1月以内
はり札	1枚につき	50円	1月以内
立看板	1個につき	250円	1月以内
置看板	1個につき	620円	1年以内
広告幕	10㎡につき	370円	2月以内
のぼり旗	1個につき	100円	2月以内
電柱・街灯柱を利用する広告	1件につき	370円	1年以内
標識を利用する広告物	1件につき	370円	1年以内
アドバルーン	10㎡につき	370円	2月以内
ぼんぼり	1個につき	100円	2月以内
電車または自動車の外面を利用する広告物 ラッピングバス	1個につき	370円	1年以内
	1台につき	10,000円	
その他の広告物	1個につき	370円	1年以内

相談窓口

許可基準、申請手続き、業の登録等

金沢市都市整備局景観政策課

〒920-8577 石川県金沢市広坂 1-1-1 電話 076-220-2364 FAX 076-224-5046
http://www4.city.kanazawa.lg.jp/29020/keikan/ E-mail:keikan@city.kanazawa.lg.jp

石川県内（金沢市以外）の屋外広告物に関する規制内容や地域指定等については、下記土木総合事務所等にお問い合わせください。

事務所名	担当課・係	所在地	電話番号	所管区域
南加賀土木総合事務所	維持管理課 管理係	〒923-0811 小松市白江町リ 61-1	0761-21-3330	小松市、能美市、川北町
大聖寺土木事務所	維持管理課 管理係	〒922-0831 加賀市幸町 2 丁目 77	0761-72-0491	加賀市
石川土木総合事務所	維持管理課 管理係	〒920-2113 白山市八幡町イ 20	076-272-1190	白山市、野々市市
県央土木総合事務所	維持管理課 道路管理係	〒920-8214 金沢市直江南 2 丁目 1	076-239-3903	※
津幡土木事務所	維持管理課 管理係	〒929-0325 河北郡津幡町加賀爪又 111-1	076-289-4161	かほく市、津幡町、内灘町
中能登土木総合事務所	維持管理課 管理係	〒926-8586 七尾市本府中町ソ 27 番 9	0767-52-5102	七尾市、中能登町
羽咋土木事務所	維持管理課 管理係	〒925-0026 羽咋市石野町へ 13	0767-22-1225	羽咋市、宝達志水町、志賀町
奥能登土木総合事務所（分室）	維持管理課 道路管理係	〒929-2392 輪島市三井町洲衛 10 部 11 番 1	0768-26-2350	輪島市、穴水町、能登町
珠洲土木事務所	維持管理課 管理係	〒927-1213 珠洲市野々江町シの部 32 番地	0768-82-2165	珠洲市
土木部景観形成推進室		〒920-8580 金沢市鞍月 1 丁目 1 番地	076-225-1759	（金沢市の区域以外の 屋外広告業の登録に関する窓口）

※県条例の規制や基準は、市条例とは異なりますので、県の担当窓口へお問い合わせください。

関係団体

屋外広告物の施工や設置を行う広告事業者の団体です。具体的な相談に対応します。

石川県屋外広告業協同組合

〒920-0853 石川県金沢市本町 2-7-1 越田ビル 3F 電話 076-222-6223
http://www4.ocn.ne.jp/~ishikou/

屋外広告物の製作・施工の総合的な知識・技術を有する専門家の団体です。

石川県屋外広告士会

〒921-8844 事務局 / 石川県野々市市堀内 5-194 ヨシダ宣伝(株) 野々市事業所内 電話 076-246-8201
E-mail:ishi-okushikai@opal.ocn.ne.jp

監修：金沢美術工芸大学 デザイン科（視覚デザイン専攻） 寺井剛敏研究室

金沢市屋外広告物 ガイドライン

初 版 平成 21 年 10 月 1 日
第 2 版 平成 25 年 10 月 1 日
第 3 版 平成 29 年 3 月 31 日

金沢市都市整備局景観政策課
〒920-8577 金沢市広坂 1-1-1
電話 076-220-2364